

## 会 議 録

会議の名称	那珂川市個人情報保護審査会
開催日時	令和2年9月23日（水）10時00分から11時00分まで
開催場所	那珂川市役所保健センター1階 機能訓練室
公開又は非公開の別	公開
非公開の理由 （非公開の場合のみ）	
出席者	(1) 委員 牟田会長、今泉副会長、田中委員、清永委員、高木委員、山崎委員 (2) 市 事務局：浅香係長、平木 説明者：大神係長（人権政策課）、西山係長（特別定額給付金プロジェクト・チーム）（新型コロナウイルス感染症対策緊急経済支援プロジェクト・チーム）、渡邊係長（こども応援課）
傍聴人数 （公開の場合のみ）	0人
議題及び審議の内容（下記のとおり）	
<p>議題</p> <p>&lt;個人情報の例外利用及び外部提供等について&gt;</p> <p>① 例外利用及び外部提供（人権政策課） 説明者から、調書の概要について説明。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>&lt;事業の概要&gt;</p> <p>本業務は、那珂川市民の男女共同参画に関する意識をアンケート調査し、アンケート結果を集計し分析したものをまとめ報告書を作成すると共に、市民への啓発を行うためのダイジェスト版を電子データとしてまとめるものである。那珂川市個人情報保護条例第5条第3項第4号の規定により本審査会の意見を聴くものである。</p> </div> <p>会 長：委員から質問や不明点はないか。 調査票に関して、調査票記入者本人のアンケート調査により性別や年齢、職業について個人が特定されることはないのか。</p> <p>説明者：個人が特定できない内容のアンケートにしている。</p> <p>会 長：数年毎に行われている調査なのか。</p> <p>説明者：10年計画で実施している第1次那珂川市プランのための調査で、今回は見直しの時期がきているのでアンケートを実施する。 調査対象者は、那珂川市在住の満18歳以上の男女1,500人。 アンケート調査は無作為に実施するが、年代や地域に偏りがでないように住民基本台帳を利用する。 アンケート用紙、電子データは調査終了後委託業者から人権政策課が全て回収し、</p>	

市役所職員で管理する。

会 長 : 他に意見等ないか。それでは、那珂川市民の男女共同参画に関する意識をアンケート調査し、アンケート結果を集計し分析したものをまとめ報告書を作成するために人権政策課が個人情報の例外利用を行うこと、また委託業者に外部提供をすることについて、承認してよろしいか。

《委員全員了承》

会 長 : 承認する。

② 例外利用及び外部提供（特別定額給付金プロジェクト・チーム）

説明者から、調書の概要について説明。

<事業の概要>

令和2年4月27日の基準日において、那珂川市の住民基本台帳に記録されている人が対象の1人あたり10万円の給付を、5月25日から8月25日(当日消印有効)の期間申請受付を実施した。那珂川市個人情報保護条例第5条第3項第3号に基づく例外利用及び外部提供。

事務局 : 急を要する案件であり、新型コロナウイルス感染症予防ということであったため、事前の個人情報保護審査会が実施できなかった。既に完了している案件です。

委 員 : 業務は全て外部委託で任せているのか。発行部数が2万件以上等膨大な部数になった場合、委託業者は一次委託の他に二次委託も利用しているのか。

説明者 : 内容の確認や発送業務は職員が行っている。申請書類の事務処理やデータ入力等、職員の補助的作業を委託業者が実施している。書類やデータの外部持ち出しはない。委託業者は一次委託のみ入力作業を実施していて、二次委託業者は委託していない。

会 長 : 新型コロナウイルス感染症予防と個人情報保護審査会を招集する時間的余裕がなかったため、事後報告で既に完了している案件ですが、健康福祉部福祉課(特別定額給付金プロジェクト・チーム)が特別定額給付金給付対応のために個人情報の例外利用を行ったこと、また委託業者に外部提供をしたことについて、承認してよろしいか。

《委員全員了承》

会 長 : 承認する。

③ 例外利用及び外部提供（新型コロナウイルス感染症対策緊急経済支援プロジェクト・チーム）

説明者から、調書の概要について説明。

<事業の概要>

新型コロナウイルス感染症による経済的影響を大きく受ける低所得世帯(非課税等世帯)の支援。低所得世帯(非課税世帯)に対する生活支援商品券の配布にあたり、令和2年10月1日時点で那珂川市に住所を有する住民税非課税世帯を把握するため個人情報を利用する。那珂川市個人情報保護条例第5条第3項第4号の規定により本審査会の意見を聴くものである。

会 長 : 委員から質問はないか。この事業は独自のものなのか。

説明者 : 那珂川市独自の政策である。

委員 : 低所得世帯（非課税世帯）情報が外部に持ち出されて漏れることはないのか。

説明者 : 対象者の確認はシステム管理していて、問い合わせ内容を確認する際に委託業者の人もシステム画面を見るので、個人情報を見る場面はある。対象者の確認や発送作業は職員が実施しており、資料が外部に持ち出されて漏れることはないと考えている。

会長 : 委託業務内容の中にコールセンターとあるが、細かくて難しい内容の問い合わせにも対応できるのか。面談が必要な場合もあるのではないかな。

説明者 : 電話での問い合わせに関しては、職員も委託業者の人も対応する。委託業者の人で対応できない内容の場合には職員が対応する。申込みについては、コロナウィルス感染症予防の観点から原則郵送での対応だが、受付窓口を準備しているので電話の問い合わせだけでなく面談でも対応している。

委員 : 住民税非課税世帯とは今年の課税状況でみることになると思うが、今年のコロナウィルス感染症の影響で昨年より収入が減り生活が苦しくなった人への応援対策をするべきではないか。

説明者 : 今後今年の収入が減った方々に対して実施するのか、そこまではまだ把握していない。今回は低所得世帯（昨年の実績で非課税世帯）を基準対象に支援を実施する。

会長 : 他に意見等ないか。それでは、経営企画課新型コロナウイルス感染症対策緊急経済支援プロジェクト・チーム担当が実態を把握するため、住民基本台帳・課税台帳・生活保護台帳を例外利用及び外部提供することについて、承認してよろしいか。

《委員全員了承》

会長 : 承認する。

#### ④例外利用（こども応援課）

説明者から、調書の概要について説明。

##### <事業の概要>

既に実施した子育て世帯への臨時特別給付金（児童手当支給対象世帯に対象児童1人につき1万円）の対象外である高校生2・3年生の世代に対し、高校生等臨時特別給付金として同額を給付するものである。那珂川市個人情報保護条例第5条第3項第3号に基づく例外利用。

会長 : 委員から質問はないか。既に始まっている事業ということで。

説明者 : 国の施策として実施した子育て世帯への臨時特別給付金（児童手当支給対象世帯）が中学3年生までの児童に対しての給付金で、現在の高校1年生まで支給された。この支給の対象外だった現在の高校2・3年生の世代に対して那珂川市独自で給付金を同額支給する。

委員 : この事業の実施要綱に「対象児童」という言葉が出てくるが、高校生も児童と言うのか。児童手当の児童の定義は高校生も含まれるのか。

説明者 : 児童の定義は高校3年生までだったと思う。今回、国が既に行った臨時特別給付

金の対象が中学3年生までだった。

委員：児童手当法第3条第1項に「児童」とは、「十八歳に達する日以後最初の三月三十一日までの間にある者」とあるので、児童手当については高校生までを児童ということになっているようだ。

委員：年齢が支給対象者だが学生ではなく既に就職している場合はどうなのか。

説明者：今回は就職していても支給する。条件は年齢で分けている。

会長：他に意見等ないか。それでは、こども応援課こども応援担当が高校生等臨時特別給付金給付を実施することに伴い、住民基本台帳を例外利用することについて、承認してよろしいか。

《委員全員了承》

会長：承認する。

#### ⑤ 例外利用（こども応援課）

説明者から、調書の概要について説明。

##### <事業の概要>

特別定額給付金（一律1人あたり10万円）は、基準日（令和2年4月27日）の後に出生した新生児は対象とならないため、臨時特別出産祝金給付金として同額を給付するものである。那珂川市個人情報保護条例第5条第3項第3号に基づく例外利用。

会長：委員から質問はないか。既に始まっている事業ということで。

説明者：事後報告となるが6月下旬より住民基本台帳を利用して実施している。

内容としては、令和2年7月28日から令和3年4月15日に申請受付、令和2年4月28日から令和3年4月1日に出生した新生児を対象としている。これは、同じ学年を支給対象として区切っているためである。なお、那珂川市独自の事業である。

会長：意見等はないか。それでは、こども応援課こども応援担当が臨時特別出産祝金給付金対象者の把握、給付漏れの確認のため住民基本台帳を利用することについて、承認してよろしいか。

《委員全員了承》

会長：承認する。